

# WCS用稲を取り組む皆様へ

## WCS用稲の適切な肥培管理と収穫を行って下さい！

取組計画書に記載したほ場のWCS用稲は、全て稲の穂と茎葉を併せて収穫・ラッピングを行い、契約した需要者等へ適切に引渡してください。

**子実の収穫はできません！**

不適正な流通・使用の事実が確認された場合は  
(子実を主食用に出荷・販売(自らの使用を含む)した事実が判明した場合)

**交付金の全額返還！**

需要者等に契約どおりWCS用稲を引渡すため、一般の主食用米と同様に適切に肥培管理を行って下さい。

(作業日誌等を備え付ける。) 肥培管理等が不適切な場合は、

**交付金が交付されない場合があります！**

### WCS用稲の取組注意

WCS用稲に取り組む農業者は、実需者(畜産農家)がおおむね1年間で使用する範囲の量(ロール数)を契約して下さい。

交付金目的で、**畜産農家**が使用する以上の契約を結ぶことのないよう留意願います。

畜産農家の方も1年間で使用する量以上の契約を結ばないで下さい。WCSが残った場合には翌年の契約を調整して下さい。また、**WCS**を他の**畜産農家**等へ転売することはできません。

**不適切な植付や肥培管理、刈り取り時期を逸した等が判明した場合、交付金が支払われません！**

近隣圃場と比較して、明らかに生育状況が悪いと判断される場合、その**理由書**を提出して頂きます。なお、自然災害等の合理的な理由がなく、不適切な栽培が行われていたこと等が判明した場合には、交付金は支払われません。

**裏面もご覧下さい！**

九州農政局熊本県拠点(経営所得安定対策担当)

## WCS用稲の不適切な取組事例

田植後の圃場：ジャンボタニシによる食害



雑草が繁茂した圃場



適切な肥培管理が行われず、ジャンボタニシの食害や雑草が繁茂した圃場等には、**交付金が支払われない場合があります。**

【例】

WCS用稲作付け面積(500a)内、不適切な栽培面積(400a)

全ての取組面積で適正な肥培管理を行った場合

..... $500a \times (80,000\text{円} / 10a)$  交付金額:4,000,000円

一部の圃場で不適切な肥培管理があった場合

..... $500a - 400a = 100a$ 、 $100a \times (80,000\text{円} / 10a)$  交付金額:800,000円

コンバインによる子実の収穫



子実を収穫し茎葉のみをラッピング



コンバイン等による子実の収穫は出来ません。子実と茎葉を分離せず併せて収穫・ラッピングを行って需要者へ供給して下さい。子実を収穫し、主食用に出荷・販売した事実が判明した場合は**経営所得安定対策等の全ての交付金が支払われません。また、その事実を公表することがあります。**(既に支払われている場合は、**経営所得安定対策等の全ての交付金の全額返還**となります。)

【例】

WCS用稲作付け面積(500a)内、不適切な流通を行った面積(400a)

全ての取組面積で適正な肥培管理・収穫・出荷を行った場合

..... $500a \times (80,000\text{円} / 10a)$  交付金額:4,000,000円

一部で不適切な流通を行った場合

..... $500a - 400a = 0a$ 、 $0a \times (80,000\text{円} / 10a)$  交付金額:0円

既に交付金が支払われていた場合

.....既に支払われた交付金額:4,000,000円の返還及び延滞金の納付

不適切な栽培管理・収穫作業を見受けられた方は九州農政局熊本県拠点（経営安定対策担当）へ連絡願います。



## 令和3年度に発生（判明）したWCS用稲の不適正流通の事例 (九州農政局管内)

### 事例 1

農業者(取組主体)が、収穫期の長雨により、ほ場に機械が入れず収穫時期が遅れたことから、WCS用稲として収穫すべき稲の子実を収穫(一部)した。子実は販売等せず自宅倉庫に全量保管。

- ⇒ ・農政局による指導(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」違反)  
・子実を収穫したほ場については、WCS用稲の交付金は支払われない

### 事例 2

農業者(取組主体)が、WCS用稲を取り組むほ場で、前年に主食用米を作付していたことから当年も主食用米の取り組みと誤認したまま栽培し、子実を収穫した。(取組計画書は地域協議会の補助により作成しており、取り組みの認識が欠落していた)。子実は販売等せず自宅倉庫に全量保管。

- ⇒ ・農政局による指導(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」違反)  
・子実を収穫したほ場については、WCS用稲の交付金は支払われない

### 事例 3

農業者(取組主体)が、降雨の影響により収穫適期に収穫することができず、需要者の畜産農家との話し合いの上、ラッピングしても発酵しないと判断。WCS用稲としての収穫をとりやめ、子実を収穫し、主食用として転売した。

- ⇒ ・県による指導(「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」違反)  
・農政局による指導(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」違反)  
・経営所得安定対策の交付金は全て支払われない

### 事例 4

需要者である畜産農家が、取組主体の農業者から引き渡されたWCS用稲を他の畜産農家に数年前に転売していた。

- ⇒ ・農政局による指導(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」違反)

【重要】 違反行為に常習性があると判断される場合、故意又は重過失があると判断される場合等には、対象者の名称及び違反事実が公表される場合があります。

また、次年度の取組計画が認められない場合があります。